

## 船舶事故調査報告書

令和5年2月22日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年6月10日 13時47分ごろ
発生場所	徳島県阿南市伊島南方沖 伊島灯台から真方位193°670m付近 （概位 北緯33°50.3′ 東経134°48.8′）
事故の概要	遊漁船 <sup>しんこう</sup> 真光丸は、南西進中、暗岩に乗り揚げた。 真光丸は、釣り客3人が負傷し、船底に擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	令和4年6月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 真光丸、5.7トン TO2-2718（漁船登録番号）、個人所有 11.38m（Lr）×2.63m×0.90m、FRP ディーゼル機関、264.80kW、昭和61年3月16日 第280-20283号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年3月18日 免許証交付日 平成29年11月8日 （令和5年3月17日まで有効） 釣り客A 52歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客A）、軽傷 2人（釣り客B、釣り客D）
損傷	船底に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約124cm（小松島）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、瀬渡し及び船釣りの目的で、令和4年6月10日04時30分ごろ、伊島の各磯に向けて阿南市 <sup>つばきどまり</sup> 椿泊漁港を出航した。 本船は、05時00分ごろ西ノ長 <sup>ぼえ</sup> （オチ）に釣り客2人（以下「釣り客A」及び「釣り客B」という。）を、05時03分ごろ西ノ長 <sup>ぼえ</sup> に釣り客1人を、05時06分ごろオンビキに釣り客2人を、

05時12分ごろ唐人嶽に釣り客1人（以下「釣り客C」という。）を、05時18分ごろ水島に釣り客1人（以下「釣り客D」という。）をそれぞれ瀬渡しした。

本船は、06時00分ごろアシカ嶽南方沖に移動して投錨した後、釣り客2人（以下「釣り客E」及び「釣り客F」という。）が船釣りを始めた。（図1参照）

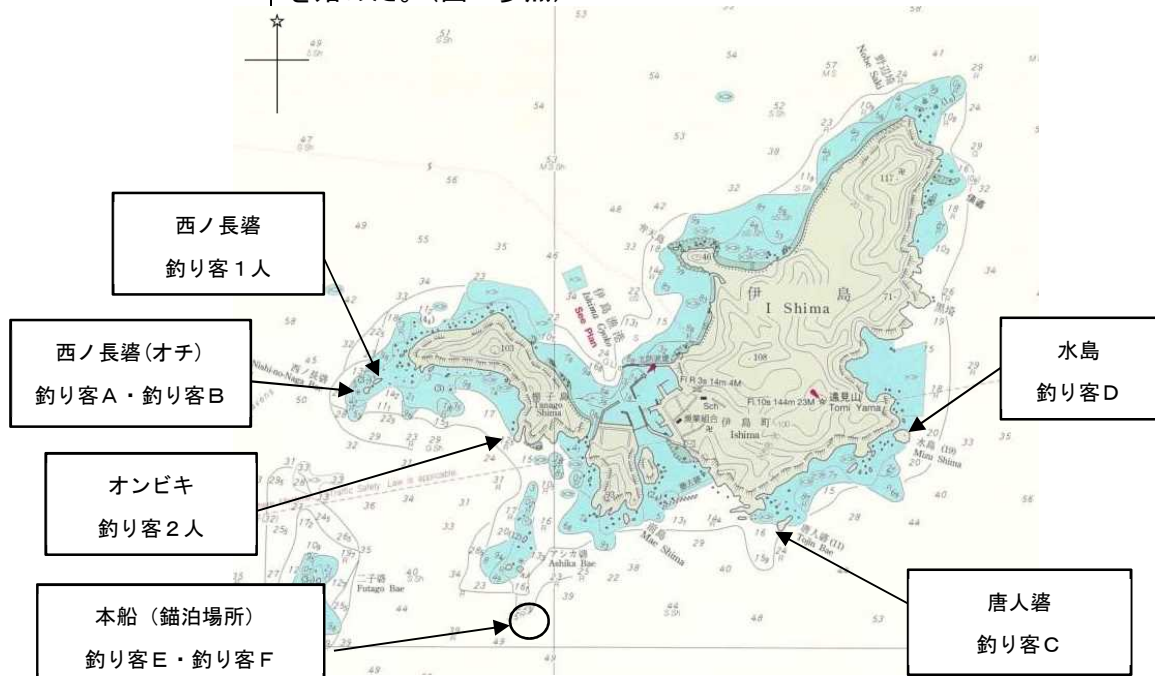


図1 釣り客の状況

船長は、13時30分ごろ、南の風が強くなってきたので帰航することとし、揚錨後、低い岩場の釣り客から順番に迎えに行こうと思い、西ノ長嶽（オチ）の釣り客A及び釣り客B、唐人嶽の釣り客C、水島の釣り客Dを乗せた後、釣り客Cをまだ迎えに行っていないと思ったので、唐人嶽沖へ向かった。

本船には、船尾甲板に両舷に渡した木製の座板が3列設置されており、船釣りをしていた釣り客E及び釣り客Fが船尾側の座板に船尾方を向いて腰を掛け、釣り客Aが船首側の座板の左舷側に、釣り客Bがその右舷側に、釣り客Dが更にその右舷側にそれぞれ船首方を向いて腰を掛け、釣り客Cは操舵室後方にある客室左舷側の座席に腰を掛けていた。（図2、写真1～3参照）

◎船長 ①釣り客A ②釣り客B ③釣り客C ④釣り客D  
 ⑤釣り客E ⑥釣り客F 矢印は釣り客の身体の向きを示す。

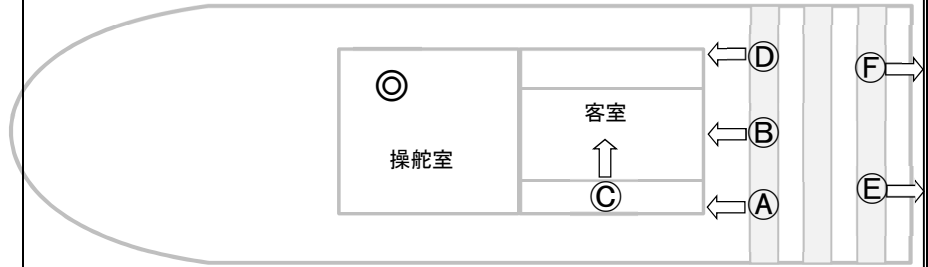


図2 船長及び釣り客の位置



写真1 船尾甲板

写真2 客室

本事故当時、船尾甲板には、3列座板が設置されていた。



写真3 船尾甲板、客室、操舵室

船長は、操縦席に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、本船が約5ノットの対地速力で唐人簪沖に向けて南西進中、客室にいた釣り客Cが操舵室に入ろうとしたので、船尾方に振り返って操舵室に入らないよう注意した後、船首方を向いて航行を続けた。

船長は、13時47分ごろ衝撃を受けて操縦席から転げ落ち、立ち上がって船首方を見たところ、本船が唐人簪東岸沖にいることを認め、唐人簪東方沖の暗岩（以下「本件暗岩」という。）に乗り揚げ、乗り切ったことを知り、機関を停止した。

釣り客Aは、船首方に飛ばされ、前頭部を前方の客室の壁又は鉄パイプに打ち付けた。

釣り客Bは、船首方の客室に飛ばされ、左足を打ち付けた。

	<p>釣り客Dは、気付いたら甲板上に転倒しており、頭が痛かったので、どこかに頭を打ち付けたと思った。</p> <p>釣り客Dは、本事故後、立ち上がって周囲を見た際、釣り客Aが負傷していたので、その旨を船長に伝え、船長から依頼されて119番通報を行い、消防本部から海上保安庁へ本事故発生 of 通報が行われた。</p> <p>船長は、唐人簪の釣り客Cを既に乗せていたことに気づき、残りの釣り客を迎えに行った後、阿南市伊島漁港に入港した。</p> <p>釣り客Aは、ドクターヘリにより、病院に搬送され、約6週間の入院加療を要する非骨傷性頸髄損傷、痙性四肢麻痺と診断された。</p> <p>釣り客B及び釣り客Dは、後日病院を受診したところ、釣り客Bが、胸部打撲傷、右膝関節打撲傷及び左肘関節打撲傷、釣り客Dが、頸椎捻挫及び腰椎捻挫とそれぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真4 本船、写真5 船長の操船状況(再現) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.4mであった。</p> <p>本船の旅客定員は、30人であった。</p> <p>船長は、遊漁船の船長としての経験が約50年あり、ふだん伊島周辺海域で瀬渡し及び船釣りを行っていた。</p> <p>本船は、レーダー及びGPSプロッターを装備していたが、船長は、レーダーを夜間や天気が悪い日のみに使用しており、また、GPSプロッターが古くて調子が悪く、本事故当時、レーダーもGPSプロッターも使用していなかった。</p> <p>本船の船首方に死角は生じておらず、操舵室の窓ガラスに前方の見張りに支障となるような汚れはなかった。</p> <p>船長は、唐人簪沖に向けて南西進中、船尾方に振り返って釣り客Cに注意した際、舵輪を持っていた右手が下がり、舵輪が僅かに右転し、本件暗岩に向かう針路となったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故時、釣り客Cを迎えに行こうと思い唐人簪沖に向かっていたが、釣り客Cは既に乗せており、まだ迎えに行っていないと勘違いしていたことに本事故後に気付いた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、伊島南東方沖を唐人簪沖に向かって南西進中、船長が、船尾方に振り返って釣り客に注意した際、舵輪を持っていた船長の右手が下がり、舵輪が僅かに右転したが、唐人簪沖に向けた針路のままと思って目視のみによる航行を続けたことから、緩やかに右転して本件</p>

	<p>暗岩に向かう針路となっていることに気付かず、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、GPSプロッターが古くて調子が悪く使えなかったが、遊漁船の船長として約50年の経験があり、ふだん航行している海域であったことから、目視のみによる航行を続けたものと考えられる。</p> <p>船長は、唐人簪の釣り客を既に乗せていたが、まだ迎えに行っていないと勘違いしたことから、唐人簪沖に向かって南西進したのものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、伊島南東方沖を唐人簪沖に向かって南西進中、船長が、船尾方に振り返って釣り客に注意した際、舵輪を持っていた船長の右手が下がり、舵輪が僅かに右転したが、唐人簪沖に向けた針路のままと思って目視のみによる航行を続けたため、緩やかに右転して本件暗岩に向かう針路となっていることに気付かず、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、慣れた海域であっても、暗岩が点在する海域を航行する際には、目視に加えてGPSプロッター等の航海計器を有効に活用し、船位及び周囲の状況の確認を行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

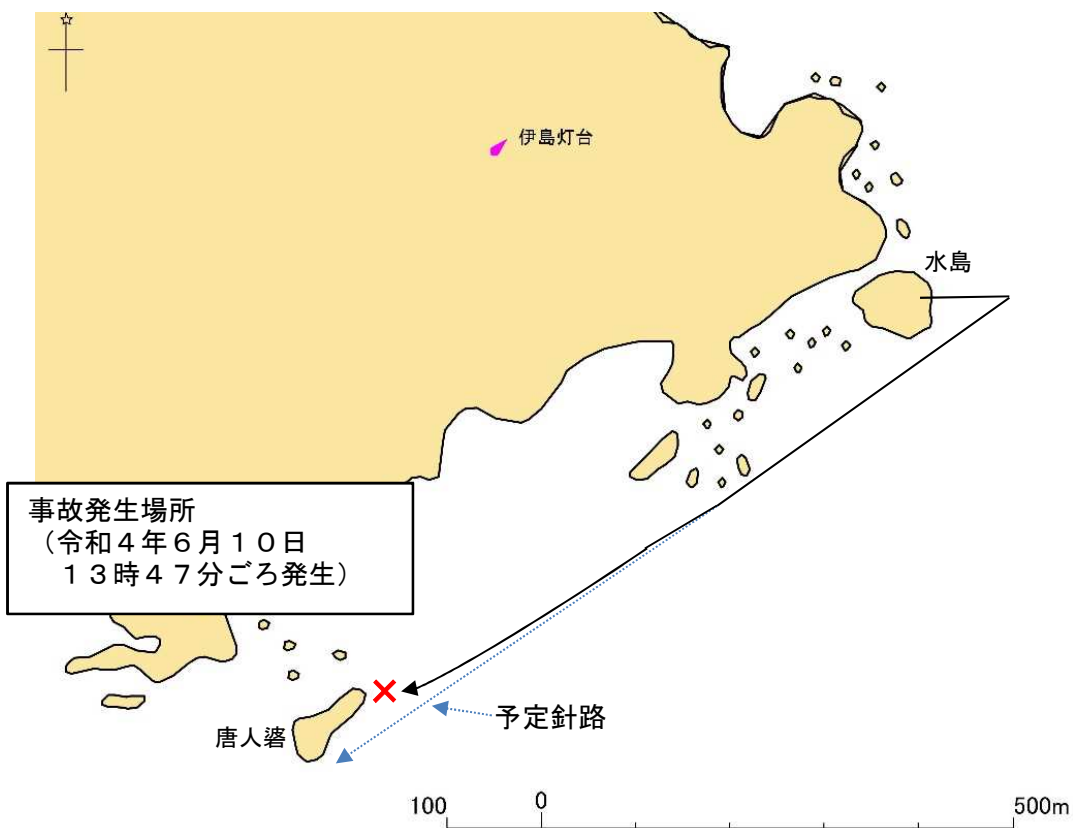
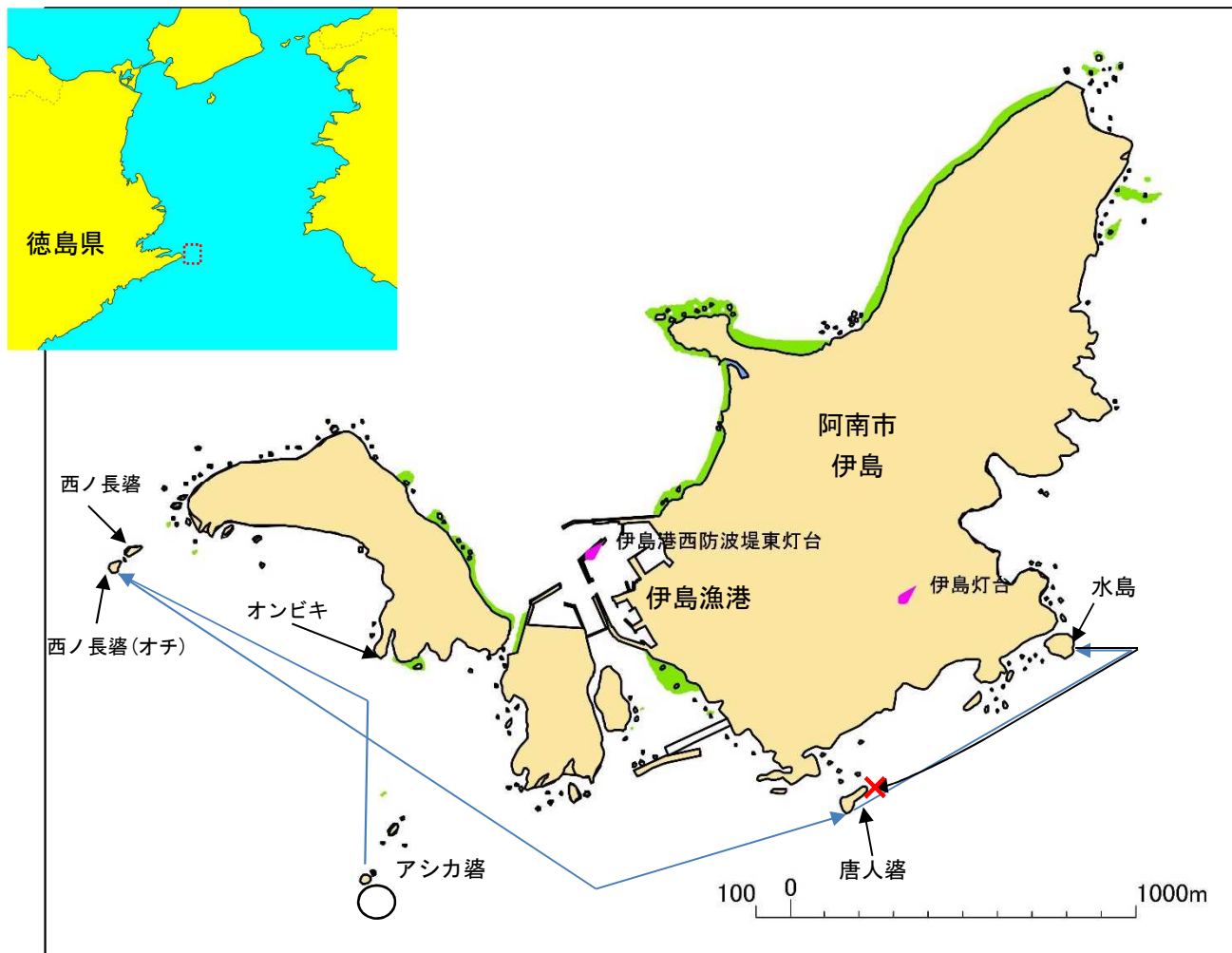


写真4 本船



写真5 船長の操船状況（再現）

